

別表1 測定項目、測定方法、定量下限値等(令和4年度)

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の12.1に定める方法(ガラス電極法)	-	-
	溶存酸素量(DO)	規格K0102の32.1又は32.4に定める方法(よう素滴定法又は光学式センサ法)	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格K0102の21に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格K0102の17に定める方法(過マンガン酸カリウム法)	0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表14に掲げる方法(抽出-重量分析法)	0.5	ND
	浮遊物質(SS)	告示付表9に掲げる方法(重量分析法)	1	<1
	大腸菌数	告示付表10に掲げる方法	1 (CFU/100mL)	<1
	全窒素	規格K0102の45.6に定める方法(流れ分析法)	0.05	<0.05
	全りん	規格K0102の46.3に定める方法(流れ分析法)	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格K0102の53に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.001	<0.001
	ノニルフェノール	告示付表11に掲げる方法	0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表12に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	底層溶存酸素量(底層DO)	規格K0102の32に定める方法(よう素滴定法)	0.5	<0.5
	健康項目	カドミウム	規格K0102の55.3に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.0003
全シアン		規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法(4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法)	0.1	ND
鉛		規格K0102の54に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.005	<0.005
六価クロム		規格K0102の65.2.1に定める方法(ジフェニルカルバジド吸光光度法)	0.01	<0.01
ひ素		規格K0102の61.3に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.005	<0.005
総水銀		告示付表2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀		告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
PCB		告示付表4に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロメタン		規格K0125の5.2に定める方法(ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法)	0.002	<0.002
四塩化炭素		同上	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		同上	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		同上	0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		同上	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		同上	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		同上	0.001	<0.001
テトラクロロエチレン		同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		同上	0.0002	<0.0002
チウラム		告示付表5に掲げる方法	0.0006	<0.0006

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
健康項目	シマジン	告示付表6の第1に掲げる方法（固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法）	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	規格K0125の5.2に定める方法（ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法）	0.001	<0.001
	セレン	規格K0102の67.3に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の和	0.03	<0.03
	硝酸性窒素	規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法（イオンクロマトグラフ法又は流れ分析法）	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素	規格K0102の43.1.2又は43.1.3に定める方法（イオンクロマトグラフ法又は流れ分析法）	0.01	<0.01
	ふっ素	規格K0102の34.1.1c）（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法（イオンクロマトグラフ法）	0.08	<0.08
	ほう素	規格K0102の47.3に定める方法（ICP発光分光分析法）	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	0.005	<0.005	
特殊項目	銅	規格K0102の52.4に定める方法（ICP発光分光分析法）	0.01	<0.01
	溶解性鉄	規格M0202の32.a).3)及び規格57.4に定める方法（ICP発光分光分析法）	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	規格M0202の33.a).3)及び規格56.4に定める方法（ICP発光分光分析法）	0.01	<0.01
	総クロム	規格K0102の65.1に定める方法（ICP発光分光分析法）	0.03	<0.03
その他の項目	アンモニア性窒素	規格K0102の42.2.5又は42.2.6に定める方法（イオンクロマトグラフ法又は流れ分析法）	0.02	<0.02
	りん酸態りん	海洋観測指針及び規格46.1に定める方法	0.01	<0.01
	塩化物イオン	規格K0102の35に定める方法	-	-
	塩分	海洋観測指針5.3に掲げる方法（サリノメーターによる方法）	-	-
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法（アセトン抽出吸光度法）	0.2(μg/L)	<0.2
	トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロロホルム	規格K0125の5.2に定める方法（ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法）	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号通知（以下「平成5年通知」という。）付表1の第1に掲げる方法（固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法）	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシシン銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1に掲げる方法(固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法)	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN(有機燐)	同上	0.0006	<0.0006
ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	規格K0125の5.2に定める方法(ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法)	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1に掲げる方法(ガスクロマトグラフ質量分析法)	0.006	<0.006
ニッケル	規格K0102の59.3に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.005	<0.005
モリブデン	規格K0102の68.2に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.01	<0.01
アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知(以下「平成16年通知」という。)付表5の第1に掲げる方法	0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	平成16年通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	平成16年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格K0102の56.4に定める方法(ICP発光分光分析法)	0.02	<0.02
ウラン	平成16年通知付表4の第1に掲げる方法(キレート樹脂イオン交換-ICP発光分光分析法)	0.0002	<0.0002
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号通知付表1に掲げる方法	2.5(ng/L)	<2.5
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)		2.5(ng/L)	<2.5
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)		5(ng/L)	<5
フェノール	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号通知(以下「平成15年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	平成15年通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003
4-t-オクチルフェノール	平成25年3月27日付け環水大発第1303272号通知(以下「平成25年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.0001	<0.0001
アニリン	平成25年通知付表2に掲げる方法	0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール	平成25年通知付表3に掲げる方法	0.0003	<0.0003
要測定指標	透明度	海洋観測指針に掲げる方法	-
	全有機炭素(TOC)	平成24年3月30日付け環水大発第120330018号別添3の2.表1に掲げる方法	0.3

備考

数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成13年環水企第92号)」による。